2025年５月15日

ホテルの運営事業者に対する公正取引委員会からの警告の発出をうけて【談話】

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会
事務局長　石川　聡一郎

１．公正取引委員会の警告について、産業として重く受け止める

５月８日、公正取引委員会より、ホテルの運営事業者15社に対して独占禁止法第３条の規定に違反するおそれがある行為について、今後同様の行為を行わないよう警告が発せられた。これは15社のホテルが開催していた会合における客室単価等の情報交換が独占禁止法違反（不当な取引制限の禁止）に該当する恐れがあるとして発出されたものである。

近年、様々な業界で同様の事例が発生している中、独占禁止法で定める不当な取引制限に該当する恐れがある情報交換の機会がこれまで設けられてきたことは、多くのステークホルダーの信頼や期待を失墜させるものであり、誠に遺憾である。

これまでもサービス・ツーリズム産業内において、コンプライアンスに反する様々な事案が発覚している。コロナ禍を脱し、本格的な需要の回復に応えるべく、現場では働くものが懸命に業務に従事している中、再びこのような事態になったことについては大変残念である。産業の健全性を確保しコンプライアンスに基づいた営業活動をおこなっていくことの重要性は、言うまでもなく、産業として一連の事案を重く受け止め、改めてコンプライアンスの徹底をはかり、社会からの信頼回復にむけて努めなければならない。

２．産業の健全性を重視し、産業別労働組合としての役割を果たしていく

労働組合には、企業に対置する存在として、経営のチェック・牽制機能の役割がある。

サービス連合は、これまでも健全な労使関係のもと、緊張感をもって協議をおこない、産業の健全な発展にむけて、加盟組合と一体となって取り組んできた。

健全性を担保した産業の持続的な発展と地位向上にむけて、労働組合として労働者教育をおこない、従業員に法令違反をさせない職場および企業の風土醸成をつくるため引き続き取り組む。

以　上

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会（サービス連合）
〒160-0002　東京都新宿区四谷坂町９－６ 坂町Mビル2階
Tel:03-5919-3261　Fax:03-5919-3264　URL:http://www.net-stu.com